

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和3年4月30日

熊谷市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		大里、江南区域内	無	令和3年度 ～ 令和6年度	熊谷市環境保全型農業研究会